

【別表 1】

勤務時間		配置校によって設定	
週休日等	週休日	日曜日、土曜日	
	休日	国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12/29～1/3）	
休 暇	年次有給休暇	正規職員に準じて付与	
	特別休暇	正規職員に準じて認められる	
給 与	給料		経験年数等によって決定
		教育職（教諭）	262,920 円 ～ 444,990 円
		教育職（助教諭等）	235,305 円 ～ 338,625 円
	給料の調整額（教育職のみ）		特別支援学級等の担当になった場合、級号給に応じて支給
	地域手当		給料、扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて算定
	諸手当		通勤手当、扶養手当、住居手当等を届出により支給
	期末手当、勤勉手当		基準日における任用期間に応じて支給
	支給日	給料及び諸手当	毎月 19 日
		期末手当	6 月、12 月及び 3 月の所定の日
		勤勉手当	6 月及び 12 月の所定の日
	退職手当		在職期間等に応じて支給 （引き続いて在職した期間が 6 月未満の場合は対象外）
	その他		正規職員に適用される条例等の規定を適用
社会保険		公立学校共済組合の短期組合員及び厚生年金の被保険者 ※ 40～64 歳の方は、介護保険の被保険者となる	
雇用保険		無し	
災害補償		公務上及び通勤途上の災害に「地方公務員災害補償法」が適用	
そ の 他		・ 給与から所得税、住民税、共済掛金等を控除して支給 ・ 任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給 ・ 児童手当（特例給付）は、住所地の市区町村が支給	

※ 令和 8 年 4 月 1 日時点